

平成24年度東日本大震災に伴う経済支援

— 入学料・授業料免除（震災特別枠） —

本学では、東日本大震災により家計が急変し経済的に修学困難になった学生に対し、被災状況に応じて経済支援を行っています。

平成24年度も引き続き支援を行いますので、希望する場合は、下記により申請してください。
なお、平成23年度に本学に在学し、申請済みの方も改めて申請する必要があります。

1. 支援対象者

以下の2点すべてに該当する学生に対し、被災状況に応じて入学料・授業料免除の支援を行います。

- ① 災害救助法適用地域に主たる学資負担者が居住し、罹災した事実を公的証明書等により証明が可能な学生

※災害救助法適用地域（ホームページ http://www.jasso.go.jp/saigai_chiiki/index.html#tohoku20110311 参照）

※独立生計者（学部学生を除く）は、持ち家の場合のみ対象となります。

- ② 以下のいずれかに該当する甚大な被災を受けた被災学生であること

○主たる学資負担者が死亡または行方不明となった学生

○主たる学資負担者が失業（就業の見込みが立たない場合を含む）となった学生

○主たる学資負担者の家屋等が、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」または「福島第一原子力発電所事故により、警戒区域または計画的避難区域となり居住不可能」となり、著しい被害を受けた場合

2. 支援内容

◎ 入学料免除（平成24年度入学者のみ）

◎ 授業料免除（前期分及び後期分を被災状況に応じて全額または半額免除）

3. 申請方法

次の①～③の書類をとりまとめたうえ、経済支援係窓口（川内北キャンパス管理棟1F③番窓口）へ提出してください。

なお、①～③の書類の外、審査の過程において必要な書類を求める場合があります。

- ① 東日本大震災に伴う入学料・授業料免除願（所定用紙）

→ホームページ（<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>）よりダウンロード、又は経済支援係窓口より受領

- ② 罹災証明書（被災証明書）（コピー可）

→主たる学資負担者が失業又は就業の見込みが立たない場合は、その事実が証明できる書類。

- ③結果通知用封筒（長形3号に宛先を記入し80円切手貼付）

※家屋等の被害が「半壊」または「一部損壊」の場合は、次のとおり取り扱いますので、申請時には注意してください。

・家屋等の被害が「半壊」の場合

ア) 入学料免除→全額免除になる予定です。

イ) 授業料免除→半額免除になる予定ですが、一般枠の授業料免除制度の書類を併せて申請し、経済的に困窮と認定された場合は、全額免除となる可能性があります。

・家屋等の被害が「一部損壊」の場合

ア) 入学料免除→罹災証明書だけでは、免除対象となりませんが、一般枠の入学料免除制度の書類を併せて申請し、経済的に困窮と認定された場合は、全額免除となる可能性があります。

イ) 授業料免除→罹災証明書だけでは、免除対象となりませんが、一般枠の授業料免除制度の書類を併せて申請し、経済的に困窮と認定された場合は、全額免除または半額免除となる可能性があります。

4. 申請期間

(I) 在学学生 **平成24年3月5日（月）～3月22日（木）**

(II) 新入生 **入学手続き日～平成24年3月27日（火）**

※罹災証明書等が市区町村役場等の都合で、申請期間までに用意できない方は、上記3. ①の免除願のみを先に提出願います。

※締切期間以降の申請については、原則として受付は行いませんので、注意してください。

5. その他

東日本大震災に伴う経済支援とは別に、経済的理由等により入学・授業料を納付することが困難な方を対象とした従前からの入学料・授業料免除制度（一般枠）があります。

詳細は、<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/> をご覧ください。

【問い合わせ先】 平日8:30～17:15

東北大学教育・学生支援部 学生支援課 経済支援係（川内北キャンパス管理棟1F③番窓口）

〒980-8576 仙台市青葉区川内41番地 電話：022-795-3946、7816